

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

埼玉県消防課

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

1

消防が直面する課題

2

消防の広域化等の位置づけ

3

消防広域化に向けたこれまでの本県の取組

4

消防広域化に繋がる指令業務の共同運用の取組

5

これまでの消防広域化によって得られた効果

6

今後の消防広域化に向けた考え方

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

1

消防が直面する課題

■ 人口減少社会の到来・高齢化の進展

- ・各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化が進行
- ・生産年齢人口の減少による財政面の制約や人材確保の厳しさ
- ・高齢化に伴う救急需要の増加

■ 激甚化・頻発化する災害への対応

- ・激甚化・頻発化する自然災害に対応した消防体制の整備が必要

■ 新たな感染症への体制強化

- ・救急搬送困難事案が多発し、救急体制への負担が増加

■ D X 進展への対応

- ・Live119など新たな機能を有する高機能消防指令センターの整備
- ・予防、救助、救急等の各分野でD Xの進展及びそれらに対応できる専門人材の育成・確保



国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが喫緊の最重要課題

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

2

消防の広域化等の位置づけ

【消防組織法】

・市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。
(法第6条)

・消防庁長官は、自主的な市町村の広域化を推進するため基本指針を定める
(法第32条)

・県は、自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合、国の基本指針に基づき推進計画を定める
(法第33条)

埼玉県消防広域化推進計画

平成20年3月策定
(平成31年3月一部改定)

○ 市町村の消防の広域化に関する基本指針
消防広域化とは、二以上の市町村が消防事務を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

○ 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針
消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能。平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

○ 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
消防の広域化及び連携・協力を推進する期間を令和11年4月1日までとする。

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

3 消防広域化に向けたこれまでの本県の取組

平成20年3月「埼玉県消防広域化推進計画」策定
(平成31年3月 一部改定)



- ・県内7ブロックをめざすことを規定（政令市レベル）
- ・特に小規模消防本部の消防広域化推進を後押し
- ・指令の共同運用等一部の事務を複数消防本部が共同して行う連携・協力も推進

広域化 4地域で実現

計画策定時（H20.3）

36 消防本部



現在

26 消防本部



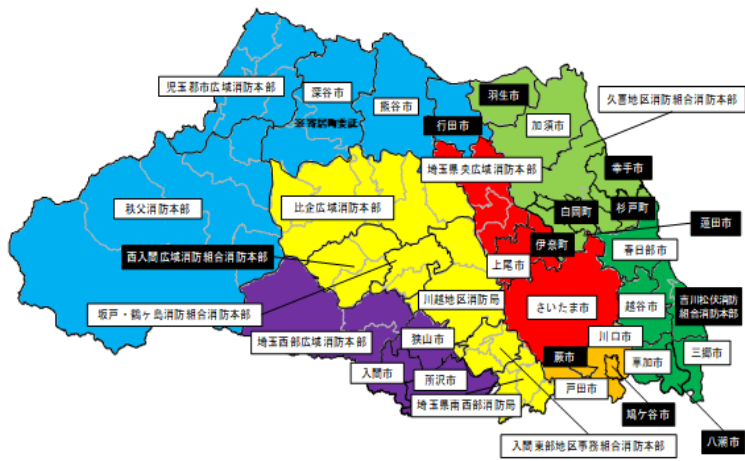
指令業務の共同運用 2地域で運用
(1地域で協議会設立 R8.4.1運用開始予定)

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

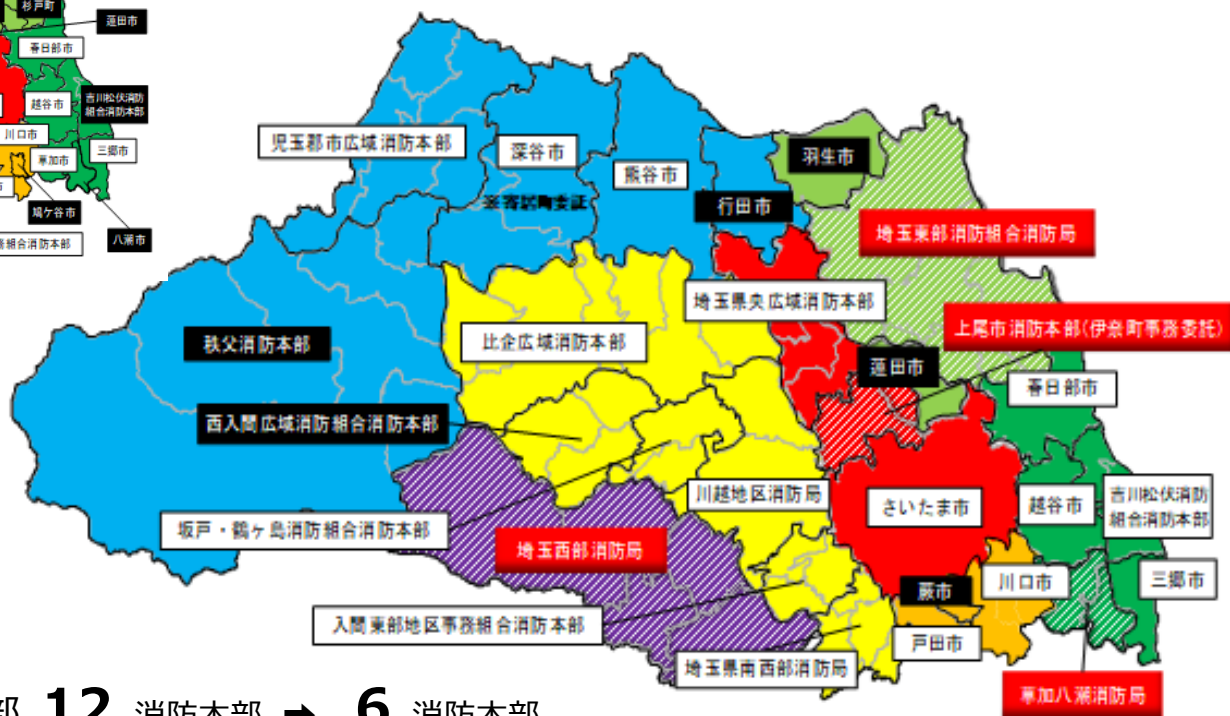
3 消防広域化に向けたこれまでの本県の取組

消防広域化の進捗状況 (R6.4.1現在)

計画策定時(H20.3月) **36** 消防本部



現在 (R6.4月) **26** 消防本部



- ...広域化した消防本部
- ...小規模消防本部
- ...消防本部

小規模消防本部 **12** 消防本部 → **6** 消防本部

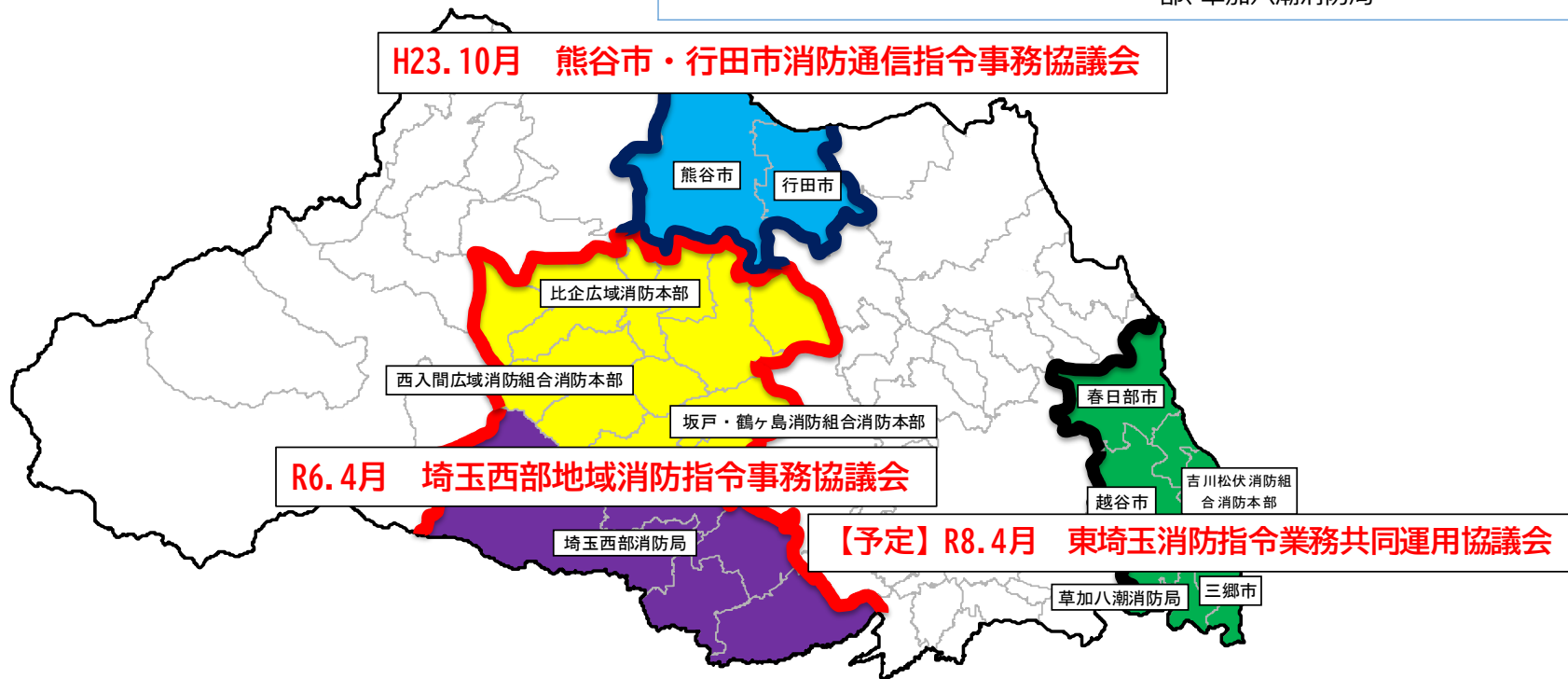
埼玉県消防広域化推進計画の改定について

4 消防広域化に繋がる指令業務の共同運用の取組

指令業務の共同運用の実績 (R6.4.1現在)

指令業務の共同運用とは、複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運用し、災害情報の一元的な把握や出動指令の一元的な実施を行うこと。

共同運用開始日	実施主体	構成消防本部
H23.10.1	熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会	熊谷市消防本部、行田市消防本部
R6.4.1	埼玉西部地域消防指令事務協議会	埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部、西入間広域消防組合消防本部
R8.4.1 (予定)	東埼玉消防指令業務共同運用協議会	越谷市消防局、三郷市消防本部、吉川松伏消防組合消防本部、春日部市消防本部、草加八潮消防局



埼玉県消防広域化推進計画の改定について

5 これまでの消防広域化によって得られた効果

(1) 住民サービスの向上

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
初動体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・市境の現場への救急車到着時間が短縮・火災発生時の初期出動台数 3～5台→9台出動に拡充	<ul style="list-style-type: none">・H27.1.16から指令を統合し直近方式に変更（市境の現場への現場到着時間が短縮）・火災発生時の初期出動台数 5台→8台出動に拡充	<ul style="list-style-type: none">・出動区域の見直しにより市境の救急車到着時間短縮（1分～2.5分）・火災発生時の初期出動台数 7～10台→全区域10台に統一・待機部隊の確保（ポンプ） 0～1台→4台に拡充

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

5 これまでの消防広域化によって得られた効果

(2) 人員配備の充実

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
現場要員の増	<ul style="list-style-type: none">・総務及び指令部門から46人を現場に配置 (当時の全職員数：866人)	<ul style="list-style-type: none">・総務及び指令部門から42人を現場に配置 (当時の全職員数：640人)	<ul style="list-style-type: none">・総務及び指令部門から10人を現場に配置 (当時の全職員数：329人)・乗換運用の救急車2隊のうち1隊を専従化
業務の高度化・専門化	<ul style="list-style-type: none">・高度救助隊、山岳救助隊、水難救助隊の新設・指揮隊の増員 (2人→4人)	<ul style="list-style-type: none">・水難救助部隊、高度救助隊の新設・局内に救急課を設置・3消防署に指揮隊を新設し、4隊体制とした。	<ul style="list-style-type: none">・高度救助隊の新設・指揮隊・救助隊の人員を増員した。

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

5

これまでの消防広域化によって得られた効果

(3) 消防体制基盤の強化

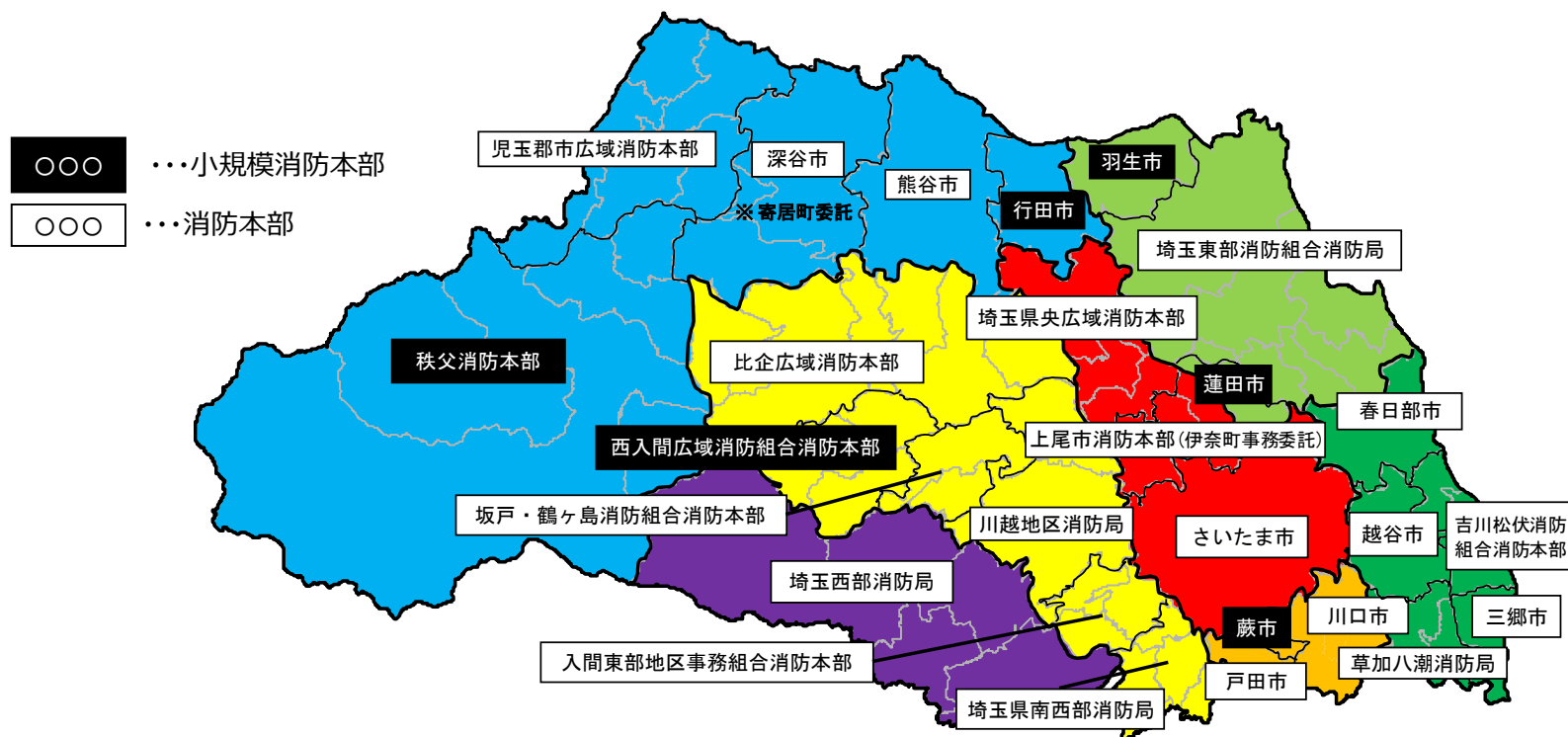
	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
装備の効率的運用	<ul style="list-style-type: none"> 重複するはしご車、化学車の見直し 一括入札等5年間で約7.2億円の削減 	<ul style="list-style-type: none"> NBC部隊の専門化で資機材集約による節減 はしご車のうち1台を屈折型に置き換えるなど、多様な機能の車両を導入 	<ul style="list-style-type: none"> はしご車のうち1台を屈折型に置き換えて機能向上 車両配置の見直しによる出動体制の効率化 市境解消による出動計画見直しにより、頻繁に発生していた救急隊全隊出動の状況が解消
無線デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 単独整備に比較して5億9千万円の削減（総額17億4千万円→11億5千万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 単独整備に比較して4億6千万円の削減（総額13億5千万円→8億9千万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 単独整備と比較して5億2千万円の削減（総額7億9千万円→2億7千万円）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 職員年齢の平準化が図られた 訓練施設の有効利用 他の構成市の訓練施設が利用可能に 	<ul style="list-style-type: none"> 職員ローテーション活性化 異動先が4～11課署から23課署へ 職員モチベーションの向上 消防大学校への研修派遣の拡大 単独では実施しにくかった庁舎の大規模修繕 訓練施設の重点運用による訓練体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 職員年齢構成の相互補完 異動先の増加（5～9課署→15課署） 構成市の訓練施設が利用可能に

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

6 今後の消防広域化に向けた考え方

① 広域化対象市町村の組合せ

- ・各消防本部は、業務の将来需要にも応えうる程度の組織規模が求められる。これは、ほぼ政令市程度の規模と考えられる。このため、本計画では県内7ブロックでの消防広域化を目指す。
- ・特に、小規模消防本部の消防広域化推進を後押しする。
- ・ブロックの枠を超えた広域化についても支援していく。

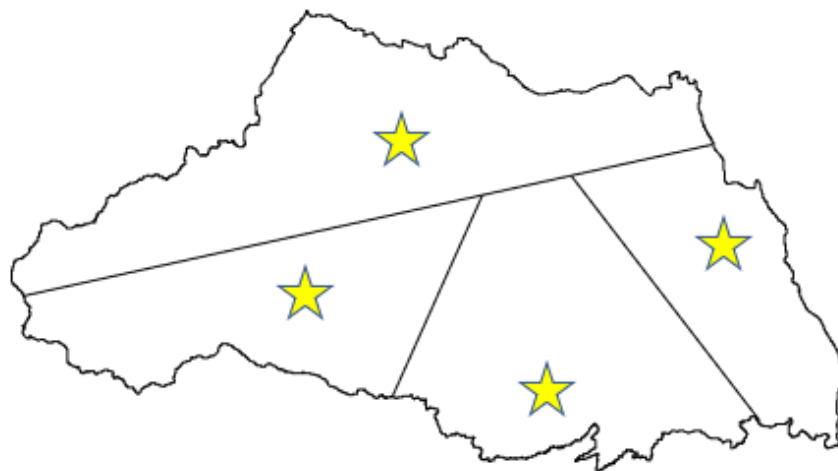


6 今後の消防広域化に向けた考え方

② 中心消防本部の設定（今回の基本指針の改正により追加）

- ・中心消防本部とは地域の核となり、広域化の検討を主導する消防本部である。
- ・広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、広域化を検討する地域ごとに、中心消防本部を計画に定める。
- ・ただし広域化の検討が円滑に進むよう、当該消防本部の同意を得て進める。
（各地域の実情に合わせ設定）

中心消防本部のイメージ



埼玉県消防広域化推進計画の改定について

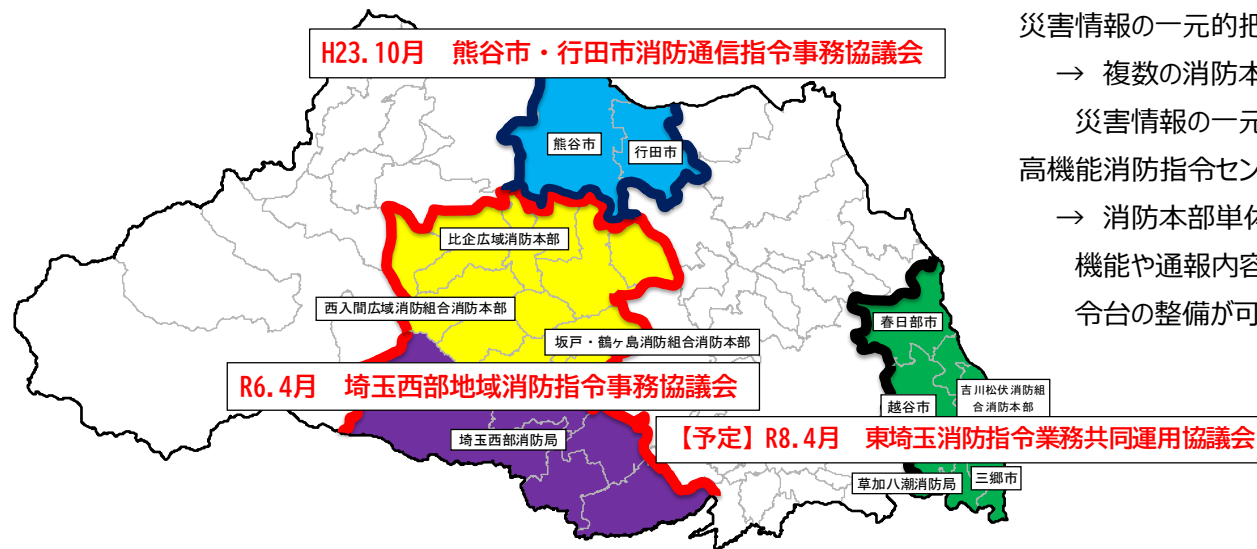
6 今後の消防広域化に向けた考え方

③ 連携・協力

- ・消防の連携・協力について積極的に支援し消防力の確保・充実を目指す。
- ・特に指令業務の共同運用は、広域化の実現に繋がるものと考えられるため、積極的に推進する。

令和元年以降、広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

指令業務の共同運用（R6.4.1現在）



【指令業務の共同運用による効果】

災害情報の一元的把握

- 複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運用し、災害情報の一元的な把握や出動指令の一元的な実施が可能。

高機能消防指令センターの整備

- 消防本部単体では整備が難しい、現場とビデオ通話で繋がる機能や通報内容が文字で表示される機能などを有する高機能指令台の整備が可能